

なかい戦略みらい会議設置要綱

(目的)

第1条 中井町における地方創生にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、なかい戦略みらい会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (2) 中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに関すること。
- (3) その他、中井町におけるまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、産業・経済、行政、大学・研究機関、金融機関、労働、メディア等に係る委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年以内とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(座長及び副座長)

第4条 戦略会議に座長を置き、互選により選出する。

- 2 戦略会議に副座長を置き、委員の中から座長が指名する。

(会議)

第5条 戦略会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代行する。

(部会)

第6条 戦略会議は、その所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会の運営等については、別途定めるものとする。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。